

# **環境美化センター等長期包括運營業務委託**

## **要求水準書**

**令和 2 年 7 月**

**菊池環境保全組合**

## 《目 次》

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 事業概要.....	1
第2節 計画主要目.....	4
第3節 一般事項.....	15
第4節 事業条件.....	20
<b>第2章 運営管理体制</b> .....	<b>23</b>
第1節 組織計画.....	23
第2節 業務実施体制.....	23
第3節 有資格者の配置.....	23
第4節 総括責任者の職務.....	24
第5節 連絡体制.....	24
<b>第3章 運転管理業務</b> .....	<b>25</b>
第1節 本件施設の運転管理.....	25
第2節 受付・搬入管理業務.....	25
第3節 再資源化工場に係る運転管理業務.....	26
第4節 楽善埋立処分場に係る運転管理業務.....	31
第5節 旧杉水埋立処分場に係る運転管理業務.....	36
第6節 焼却灰及び飛灰処理物運搬業務.....	37
<b>第4章 維持管理業務</b> .....	<b>40</b>
第1節 本件施設の維持管理業務.....	40
第2節 点検・検査、補修及び設備更新計画.....	40
第3節 点検・検査実施計画の作成.....	40
第4節 点検・検査の実施.....	41
第5節 補修実施計画の作成.....	41
第6節 補修の実施.....	41
第7節 設備更新実施計画の作成.....	42
第8節 設備更新の実施.....	42
第9節 建築物・建築設備の保全.....	43
第10節 改良保全.....	43
第11節 清掃.....	43
第12節 維持管理マニュアルの作成.....	44
第13節 精密機能検査.....	44
第14節 長寿命化総合計画の作成及び実施.....	45
<b>第5章 測定管理業務</b> .....	<b>46</b>
第1節 本件施設の測定管理業務.....	46

第2節 環境管理基準.....	46
第3節 測定管理マニュアルの作成.....	46
<b>第6章 安全衛生管理業務.....</b>	<b>48</b>
第1節 安全衛生の確保.....	48
第2節 作業環境管理基準.....	48
第3節 作業環境管理計画の作成.....	48
第4節 労働安全衛生・作業環境管理.....	48
<b>第7章 防災管理業務.....</b>	<b>50</b>
第1節 本件施設の防災管理業務.....	50
第2節 二次災害の防止.....	50
第3節 緊急対応マニュアルの作成.....	50
第4節 自主防災組織の整備.....	50
第5節 防災訓練の実施.....	50
第6節 事故報告書の作成.....	50
<b>第8章 関連業務.....</b>	<b>51</b>
第1節 本件施設の関連業務.....	51
第2節 再資源化工場で対応できない業務.....	51
第3節 合併浄化槽の維持管理.....	52
第4節 植栽管理.....	52
第5節 施設警備・防犯.....	52
第6節 見学者対応.....	53
第7節 周辺住民対応.....	53
第8節 防火管理.....	53
<b>第9章 情報管理業務.....</b>	<b>55</b>
第1節 本件施設の情報管理業務.....	55
第2節 運転管理報告.....	55
第3節 点検・検査報告.....	55
第4節 補修・更新報告.....	55
第5節 測定管理報告.....	55
第6節 作業環境管理報告.....	55
第7節 防災管理報告.....	56
第8節 清掃管理報告.....	56
第9節 業務完了報告.....	56
第10節 事業継続計画.....	56
第11節 貸与品管理.....	56
第12節 施設情報管理報告書.....	56

【添付資料リスト】

- 添付資料1 本事業の対象となる施設
- 添付資料2 適正処理困難物
- 添付資料3 業務範囲
- 添付資料4 近年搬入量実績及び搬入量の見込み（参考）
- 添付資料5 近年浸出水処理量実績（参考）
- 添付資料6 現在の環境美化センター等包括管理業務委託における本件施設の処理フロー
- 添付資料7 処理不適物搬出量実績
- 添付資料8 再資源化工場に係る設備更新及び整備の内容
- 添付資料9 測定位置及び測定項目等の詳細
- 添付資料10 植栽管理の範囲
- 添付資料11 引渡し条件書（案）

## 用語の定義

環境美化センター等長期包括運營業務委託要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 菊池環境保全組合をいう。
事業者	: 本事業の受託者をいう。
事業実施場所	: 本事業を実施する場所をいう。
再資源化工場	: 菊池環境保全組合立環境美化センター再資源化工場をいう。
楽善埋立処分場	: 菊池環境保全組合立環境美化センター楽善埋立処分場をいう。
旧杉水埋立処分場	: 菊池環境保全組合立旧杉水埋立処分場をいう。
事務局施設	: 環境美化センター敷地内の組合事務局が使用する建屋をいう。
関連施設	: 再資源化工場、楽善埋立処分場、旧杉水埋立処分場及び事務局施設以外の施設・設備であって、①計量設備、②駐車場、③外構施設、④植栽、⑤合併処理浄化槽、⑥構内道路、⑦搬入道路、⑧交通安全設備、⑨外灯、⑩給水設備、⑪受水槽等の事業地内の施設・設備とする。
本件施設	: 再資源化工場、楽善埋立処分場、旧杉水埋立処分場、事務局施設及び関連施設を総称していう。
環境美化センター	: 再資源化工場、楽善埋立処分場及び事務局施設を総称していう。
環境美化センター等	: 環境美化センター及び旧杉水埋立処分場を総称していう。
新環境工場（ごみ処理施設）	: 組合が合志市幾久富に建設している新たなごみ処理施設をいう。
新最終処分場	: 組合が合志市幾久富に建設している新たな埋立処分場をいう。
本事業	: 本件施設の要求性能を発揮させ、効率的かつ総合的、一体的な運営管理を行うことを目的として実施する環境美化センター等長期

包括運營業務委託をいう。

- 運営管理 : 運転管理と維持管理（点検・検査、補修及び設備更新を含む。）をいう。
- 事業条件 : 本事業を実施するための条件であり、「第1章 第4節 1. 事業条件」に記載した書類・図書に記載された条件をいう。
- 構成市町 : 菊池市、合志市、大津町、菊陽町をいう。
- 搬入対象物 : 構成市町から排出される一般廃棄物のうち、本件施設で受け入れるごみを総称していう。
- 適正処理困難物 : 本件施設への搬入を禁止するものをいう。（添付資料2「適正処理困難物」参照）をいう。
- 処理不適物 : 本件施設での処理に適さないもの（適正処理困難物を含む）
- 委託料 : 本事業の実施に当たって事業者に対し、組合が支払う対価をいう。
- 不可抗力 : 暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、組合又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

## 第1章 総則

環境美化センター等長期包括運營業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、本件施設の運営管理において、本件施設の性能を発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ安定的に本件施設の総合的な一体運営を行うことを目的として、本事業を実施するにあたり適用する。

本要求水準書は、本事業に関し、本件施設の運營業務について組合が要求する最低限の水準を示すものである。

### 第1節 事業概要

#### 1. 基本方針

事業者は本事業の実施にあたっては、以下の基本方針を遵守すること。

- 1) 適切な維持管理により本件施設の要求性能を発揮させ、適正に廃棄物の処理を行うこと。
- 2) 環境への負荷軽減を考慮するとともに周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。
- 3) 本件施設の安全性・安定性を確保するとともに経済性、早期安定化及び早期廃止を考慮し、効率的な運營業務を行うこと。
- 4) 災害時においても、組合と協力して迅速に対応すること。

#### 2. 基本事項

##### 1) 事業名称

菊池環境保全組合環境美化センター等長期包括運營業務委託

##### 2) 事業実施場所

熊本県菊池郡大津町大字大津 115 番地内（環境美化センター）

熊本県菊池郡大津町大字杉水 3784 番地内（旧杉水埋立処分場）

#### 3. 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、本件施設に関する以下の業務とする。また、業務範囲の概要を図 1-1 に示すとともに、業務範囲の詳細を添付資料 3「業務範囲」に示す。

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 安全衛生管理業務
- 5) 防災管理業務
- 6) 関連業務
- 7) 情報管理業務

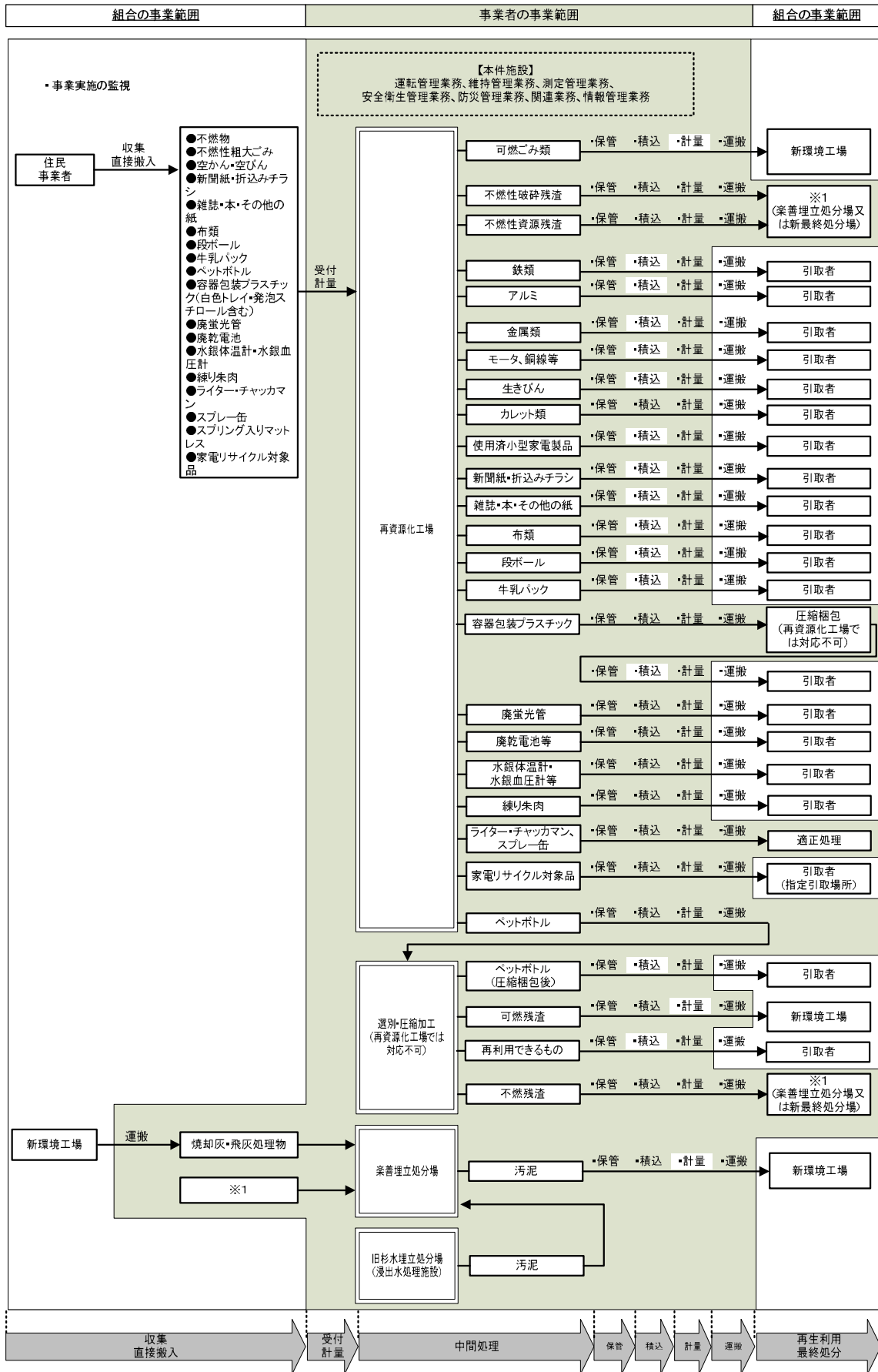


図 1-1 業務範囲の概要



#### 4. 本件施設の概要

本事業の対象となる本件施設の概要は、表 1-1 及び表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 環境美化センターの概要

名 称：環境美化センター	
所在地：熊本県菊池郡大津町大字大津 115 番地	
1. 再資源化工場	
<p>①敷地面積：5,470 m<sup>2</sup></p> <p>②建築面積：粗大ごみ処理施設 1,880 m<sup>2</sup> (延床面積 3,305 m<sup>2</sup>)          ストックヤード (容器包装プラスチック系列処理棟) 540 m<sup>2</sup> (延床面積 586 m<sup>2</sup>)</p> <p>③構 造：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造地上 4 階、地下 1 階</p> <p>④処理能力：44 t /5h (粗大・不燃ごみ系列：16.3 t /5h、資源物系列：27.7 t /5h)          容器包装プラスチック：4.5 m<sup>3</sup>/h*</p> <p>⑤処理方式：不燃性粗大ごみ、不燃物：破碎＋機械選別方式 (可燃物・不燃物・鉄類・アルミ) 資源物：風力選別機＋手選別＋機械選別方式          容器包装プラスチック：手選別</p> <p>⑥供用開始：粗大ごみ処理施設 平成 10 年 4 月 1 日</p> <p>⑦設備概要：</p> <p>【粗大ごみ処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受入・供給工程 ◇不燃・粗大ごみ：受入ホッパ、受入コンベヤ ◇資源物：受入ホッパ、受入コンベヤ</li> <li>●破碎工程 ◇粗破碎機、回転型破碎機</li> <li>●選別工程 ◇不燃・粗大ごみ：磁選機、ふるい選別機、アルミ選別機 ◇資源物：破袋機、手選別コンベヤ、磁選機、アルミ選別機</li> <li>●再生工程 ◇資源物：圧縮減容器</li> <li>●貯留工程 ◇不燃・粗大ごみ：貯留ホッパ (可燃物、不燃物、鉄、アルミ) ◇資源物：貯留場 (可燃物、不燃物、カレット、鉄、アルミ)</li> <li>●集じん工程 ◇サイクロン＋バグフィルタ</li> </ul> <p>【容器包装プラスチック処理系列棟】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●受入・供給工程 ◇破袋機、集袋機投入コンベヤ</li> <li>●選別工程 ◇手選別コンベヤ、磁選機、風力選別機</li> </ul> <p>⑧管理棟等建築面積：管理棟：108 m<sup>2</sup> (延床面積 216 m<sup>2</sup>)          トラックスケール：28 m<sup>2</sup> (計量 30t)          倉庫：79m<sup>2</sup></p>	
<p>※「容器包装プラスチック：4.5 m<sup>3</sup>/h」は、平成 24 年度に現包括管理業務委託の受託者の提案によりストックヤードに設置した容器包装プラスチックの選別設備であり、令和 2 年度まで容器包装プラスチック系列処理棟として利用した後、現包括管理業務委託の終了時に撤去する予定である。ただし、これまで同処理設備で実施していた作業 (容器包装プラスチックの選別) は事業者の業務範囲とする。</p>	
2. 楽善埋立処分場	
<p>①全体敷地面積 : 38,991 m<sup>2</sup></p> <p>②埋立面積 : 16,700 m<sup>2</sup></p> <p>③埋立容積 : 102,200 m<sup>3</sup></p> <p>④埋立方式 : セル方式及びサンドイッチ方式</p> <p>⑤遮水構造 : 高密度ポリエチレンシート 厚さ 1.5mm、施行面積 18,105 m<sup>2</sup></p> <p>⑥浸出水処理施設 : 建築面積 448 m<sup>2</sup> (延床面積 544 m<sup>2</sup>)          水処理施設能力 90 m<sup>3</sup>/日          処理方式</p>	

[汚水処理]：調整槽＋カルシウム除去（スケール防止）設備＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌＋放流 [汚泥処理]：重力濃縮＋遠心脱水（脱水汚泥含水率 80%以下）＋搬出（新環境工場（ごみ処理施設））
<b>3. 事務局施設</b>
①建築面積　：127.98 m <sup>2</sup> ②構造　　　：木造 地上1階 ③竣工年月日：平成14年3月
<b>4. 関連施設</b>
再資源化工場、楽善埋立処分場及び事務局施設以外の施設・設備であって、①計量設備、②駐車場、③外構施設、④植栽、⑤合併処理浄化槽、⑥構内道路、⑦搬入道路、⑧交通安全設備、⑨外灯、⑩給水設備、⑪受水槽等の事業地内の施設・設備とする。

表 1-2 旧杉水埋立処分場の概要

名 称：旧杉水埋立処分場
所在地：熊本県菊池郡大津町大字杉水 3784 番地内
<b>1. 旧杉水埋立処分場</b>
①全体敷地面積　：28,714 m <sup>2</sup> ②埋立面積　　　：19,400 m <sup>2</sup> ③埋立容積　　　：148,800 m <sup>3</sup> ④埋立方式　　　：サンドイッチ方式 ⑤埋立期間　　　：昭和59年4月～平成17年3月（埋立終了） ⑥浸出水処理施設：水処理施設能力 80m <sup>3</sup> /日 処理方式[汚水処理]：調整槽＋生物処理（回転円盤）＋凝集沈殿＋活性炭吸着＋滅菌＋放流 [汚泥処理]：凝集＋貯留＋搬出（楽善埋立処分場）
※本事業の対象は、浸出水処理施設のみである。
<b>2. 関連施設</b>
浸出水処理施設の建屋・設備以外であって、①駐車場、②給水設備等の事業地内の施設・設備とする。

## 5. 事業期間

本事業における事業期間は、次のとおりである。ただし、事業者は、組合が本件施設を本事業終了後も使用する計画であることを前提として運營業務を行うものとする。

### 1) 運営準備期間

契約締結から令和3年3月31日とする。

### 2) 運営期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

## 第2節 計画主要目

### 1. 搬入対象物・搬出物

再資源化工場、楽善埋立処分場及び旧杉水埋立処分場における搬入対象物及び搬出物は、それぞれ表 1-3～表 1-5 のとおりである。また、搬出物等の内容及び業務分担は、表 1-6 のとおりである。

表 1-3 再資源化工場における搬入対象物及び搬出物

	種類
搬入対象物	不燃物、不燃性粗大ごみ、資源物（空かん・空びん、新聞紙・折込みチラシ、雑誌・本・その他の紙、布類、段ボール、牛乳パック、ペットボトル、容器包装プラスチック（白色トレイ・発泡スチロール含む）、廃蛍光管、廃乾電池、特定品目（水銀体温計・水銀血圧計、練り朱肉、ライター・チャッカマン、スプレー缶）、スプリング入りマットレス、特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目 等
搬出物	可燃ごみ類、不燃性破碎残渣、不燃性資源残渣、鉄類、アルミ、金属類、モータ・銅線等、生きびん、カレット類、使用済小型電子機器、新聞紙・折込みチラシ、雑誌・本・その他の紙、布類、段ボール、牛乳パック、容器包装プラスチック、廃蛍光管、廃乾電池等、水銀体温計・水銀血圧計等、練り朱肉、ライター・チャッカマン、スプレー缶、特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目、ペットボトル 等

表 1-4 楽善埋立処分場における搬入対象物及び搬出物

	種類	内容
搬入対象物	焼却灰・飛灰処理物	新環境工場（ごみ処理施設）から搬出される焼却灰及び飛灰処理物（30mm 以下）
	不燃性破碎残渣、不燃性資源残渣	再資源化工場から排出される不燃性破碎残渣及び不燃性資源残渣（30mm 以下）
搬出物	汚泥	浸出水処理施設から回収される汚泥

表 1-5 旧杉水埋立処分場における搬入廃棄物及び搬出物

	種類	内容
搬出物	汚泥	浸出水処理施設から回収される汚泥

表 1-6 搬出物等の内容及び業務分担（1/3）

種類		保管	積込	計量	運搬	処理	内容
搬出物等	可燃ごみ類	◇	◇	●	◇	●	再資源化工場から回収される可燃残渣等を新環境工場（ごみ処理施設）まで運搬する。
	不燃性破碎残渣	◇	◇	◇	◇	◇ ●	再資源化工場から回収される直径 3cm 以下の不燃性破碎残渣を楽善埋立処分場と新最終処分場まで運搬する。 ※楽善埋立処分場での埋立作業は事業者、新最終処分場での埋立作業は組合の所掌である。
	不燃性資源残渣	◇	◇	◇	◇	◇ ●	再資源化工場から回収される不燃性資源残渣を楽善埋立処分場と新最終処分場まで運搬する。 ※楽善埋立処分場での埋立作業は事業者、新最終処分場での埋立作業は組合の所掌である。
	鉄類	◇	●	◇	●	●	再資源化工場から回収される鉄類を保管し、組合に引渡す。
	アルミ	◇	●	◇	●	●	再資源化工場から回収されるアルミを保管し、組合に引渡す。

※●：組合の業務、◇：事業者の業務

表 1-7 搬出物等の内容及び業務分担 (2/3)

種類	保管	積込	計量	運搬	処理	内容
金属類	◇	●	◇	●	●	搬入ごみから手選別した金属類を保管・計量し、組合に引渡す。
モータ、銅線等	◇	●	◇	●	●	搬入ごみから手選別したモータ、銅線等を保管し、組合に引渡す。
生きびん	◇	●	◇	●	●	搬入ごみから手選別した生きびんを保管し、組合に引渡す。
カレット類	◇	◇	◇	●	●	再資源化工場から回収されるカレットを保管し、組合に引渡す。
使用済小型家電製品	◇	●	◇	●	●	搬入ごみから手選別した小型家電製品を保管し、組合に引渡す。
新聞紙・折込みチラシ	◇	●	◇	●	●	搬入された新聞紙・折込みチラシを保管し、組合に引渡す。
雑誌・本・その他の紙	◇	●	◇	●	●	搬入された雑誌・本・その他の紙を保管し、組合に引渡す。
布類	◇	●	◇	●	●	搬入された布類を保管し、組合に引渡す。
段ボール	◇	●	◇	●	●	搬入された段ボールを保管し、組合に引渡す。
牛乳パック	◇	●	◇	●	●	搬入された牛乳パックを保管し、組合に引渡す。
容器包装プラスチック	◇	◇	◇	◇	◇	容器包装プラスチックを運搬し、圧縮梱包する。
容器包装プラスチック(圧縮梱包後)	◇	●	◇	●	●	圧縮梱包した容器包装プラスチックを保管・計量し、組合に引き渡す。
廃蛍光管	◇	◇	◇	●	●	搬入された廃蛍光管を保管し、組合に引渡す。
廃乾電池等	◇	◇	◇	●	●	搬入された廃乾電池等を保管し、組合に引渡す。
水銀体温計・水銀血圧計等	◇	◇	◇	●	●	搬入された水銀体温計・水銀血圧計等を保管し、組合に引渡す。
練り朱肉	◇	◇	◇	●	●	搬入された練り朱肉を保管し、組合に引渡す。
ライター・チャッカマン、スプレー缶	◇	◇	◇	◇	◇	可燃性ガスを完全に排出した後、適正な処理を行うこと。
家電リサイクル対象品	◇	◇	◇	◇	●	特定家庭用機器再商品化法で定める指定引き取り場所まで運搬する。
ペットボトル	◇	◇	◇	◇	◇	ペットボトルを運搬し、選別・圧縮加工する。
ペットボトル(圧縮梱包後)	◇	●	◇	●	●	圧縮加工したペットボトルを保管・計量し、組合に引き渡す。
可燃残渣(ペットボトル選別後)	◇	◇	●	◇	●	ペットボトルの選別によって生じた可燃残渣を新環境工場(ごみ処理施設)まで運搬する。
再利用できるもの(ペットボトル選別後)	◇	●	◇	●	●	ペットボトルの選別によって生じた再利用できるものを保管し、組合に引渡す。

※●：組合の業務、◇：事業者の業務

表 1-8 搬出物等の内容及び業務分担 (3/3)

種類	保管	積込	計量	運搬	処理	内容
不燃残渣(ペットボトル選別後)	◇	◇	◇	◇	◇ ●	ペットボトルの選別によって生じた不燃残渣を楽善埋立処分場と新最終処分場まで運搬する。 ※楽善埋立処分場での埋立作業は事業者、新最終処分場での埋立作業は組合の所掌である。
汚泥(楽善埋立処分場)	◇	◇	●	◇	●	楽善埋立処分場の浸出水処理施設から回収される汚泥を脱水処理後、新環境工場(ごみ処理施設)まで運搬する。
汚泥(旧杉水埋立処分場)	◇	◇	◇	◇	◇	旧杉水埋立処分場の浸出水処理施設から回収される汚泥を楽善埋立処分場の浸出水処理施設まで運搬する。
その他	—	—	—	—	—	組合との協議による

※●：組合の業務、◇：事業者の業務

## 2. 計画年間処理量

### 1) 再資源化工場

再資源化工場における計画年間処理量を表 1-9 に示す。なお、近年搬入量実績及び搬入量の見込みは、添付資料 4「近年搬入量実績及び搬入量の見込み(参考)」に示すとおりである。

表 1-9 再資源化工場における計画年間処理量

搬入対象物	計画年間処理量 (t/年)
不燃物	1,240
不燃性粗大ごみ	103
資源物	4,028
新聞紙・チラシ、紙類・紙製容器包装等	625
布類、段ボール、牛乳パック	509
ペットボトル	292
白色トレイ・発泡スチロール	14
プラスチック類	998
びん・かん類、小型金物等	1,590
合計	5,371

※令和 3 年度～令和 12 年度計画搬入量の平均値である。

### 2) 楽善埋立処分場

楽善埋立処分場における計画年間処理量を表 1-10 及び表 1-11 に示す。なお、近年搬入量実績及び搬入量の見込みは、添付資料 4「近年搬入量実績及び搬入量の見込み(参考)」に示すとおりである。

令和 3 年度は楽善埋立処分場の 1 施設体制、令和 4 年度から令和 12 年度は楽善埋立処分場と新最終処分場の 2 施設体制となることを想定している。なお、令和 4 年度から令和 12 年度については、楽善埋立処分場と新最終処分場に概ね同量となるように搬入することを基本とするが、運営期間中の搬入状況に応じて両施設への搬入量割合を変更する可能性があるため、その

場合には組合の指示に基づいて柔軟に対応すること。

表 1-10 楽善埋立処分場における計画年間処理量（令和3年度）

搬入対象物	計画年間処理量 (t/年)
焼却残渣	5,639
不燃性破碎残渣	354
不燃性資源残渣	394
合 計	6,387

※令和3年度の計画搬入量である。

表 1-11 楽善埋立処分場における計画年間処理量（令和4年度～令和12年度）

搬入対象物	計画年間処理量 (t/年)
焼却残渣	2,910
不燃性破碎残渣	187
不燃性資源残渣	207
合 計	3,304

※令和4年度～令和12年度の計画搬入量の平均値である。

### 3. 計画年間浸出水処理量

#### 1) 楽善埋立処分場

楽善埋立処分場における計画年間浸出水処理量を表 1-12 に示す。なお、近年浸出水処理量実績は、添付資料5「近年浸出水処理量実績（参考）」に示すとおりである。

表 1-12 楽善埋立処分場における計画年間浸出水処理量

施設	計画年間処理量 (m <sup>3</sup> /年)
楽善埋立処分場	21,938

※平成27年度～平成30年度の浸出水処理量実績の平均値である。

#### 2) 旧杉水埋立処分場

旧杉水埋立処分場における計画年間浸出水処理量を表 1-13 に示す。なお、近年浸出水処理量実績は、添付資料5「近年浸出水処理量実績（参考）」に示すとおりである。

表 1-13 旧杉水埋立処分場における計画年間浸出水処理量

施設	計画年間処理量 (m <sup>3</sup> /年)
旧杉水埋立処分場	13,616

※平成26年度～平成30年度の浸出水処理量実績の平均値である。

### 4. 計画年間焼却灰等運搬量

焼却灰及び飛灰処理物の計画年間運搬量は、表 1-14 に示すとおりである。

表 1-14 計画年間焼却灰等運搬量

運搬対象物	運搬先	計画年間処理量 (t/年)
焼却残渣	楽善埋立処分場	5,639

## 5. 計画ごみ質

再資源化工場における計画ごみ質（搬出物割合）として、平成 25 年度から平成 29 年度（平成 28 年度を除く）の 4 か年における搬出物割合の平均値を表 1-15 に示す。

表 1-15 ごみ質（参考）

項目		比率（重量%）
資源化物	鉄類	22.9
	アルミ類	11.7
	ガラス類	21.5
	小計	56.1
不燃物（埋立物）		34.8
可燃物（焼却）		9.1
合計		100.0

## 6. 計画流入水質

### 1) 楽善埋立処分場

参考として、楽善埋立処分場における計画流入水質及び近年実績最大値を表 1-16 に示す。

表 1-16 計画流入水質及び近年実績最大値（参考）

項目	単位	流入水質 (設計値)	流入水質 実績最大値 (H25～30)
pH	—	—	7.1～11.2
BOD	mg/L	120	83
COD	mg/L	60	89
SS	mg/L	170	210
T-N	mg/L	50	28
T-P	mg/L	—	0.1
塩化物イオン	mg/L	—	14,000
Ca <sup>2+</sup>	mg/L	1,000	1,700
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	67
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—
その他	—	—	—

## 2) 旧杉水埋立処分場

参考として、旧杉水埋立処分場における計画流入水質及び近年実績最大値を表 1-17 に示す。

表 1-17 計画流入水質及び近年実績最大値 (参考)

項目	単位	流入水質 (設計値)	流入水質 実績最大値 (H25～30)
pH	—	5.5～11.0	6.9～7.9
BOD	mg/L	200	76
COD	mg/L	140	18
SS	mg/L	180	16
T-N	mg/L	—	42
T-P	mg/L	—	4.2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—	7
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—
その他	—	—	—

## 7. 基本処理フロー

令和 2 年度に完了する現在の環境美化センター等包括管理業務委託における本件施設の処理フローを添付資料 6「現在の環境美化センター等包括管理業務委託における本件施設の処理フロー」に示す。

## 8. 処理条件

再資源化工場における選別効率の計画値は、表 1-18 のとおりである。

表 1-18 再資源化工場における選別効率 (計画値)

系列	種類	回収率 (%)	純度 (%)	備考
粗大・不燃 ごみ系列	ガラス類(カレット等)	—	—	—
	鉄類	70	90	機械選別
	アルミ類	70	90	機械選別
	可燃物	70	80	機械選別
	不燃物	80	68	機械選別
	計	—	—	—
資源物 系列	ガラス類(カレット等)	65	95	手選別
	鉄類	90	95	機械選別
	アルミ類	90	90	機械選別
	可燃物	70	70	破碎ライン
	不燃物	90	15	破碎ライン
	計	—	—	—

## 9. 公害防止基準

本事業に係る公害防止基準は、次のとおりである。

### 1) 再資源化工場



① 粉じん基準

集じん置排気筒出口において 0.05g/m<sup>3</sup>N 以下

② 排水基準

合併処理浄化槽において以下の水質まで処理する。

【合併処理浄化槽の水質】

pH 5.8～8.6

BOD 30mg/ℓ 以下

SS 60mg/ℓ 以下

③ 騒音基準

敷地境界において、表 1-19 に示す基準値以下とする。

表 1-19 騒音基準値

昼間	朝夕	夜間
60dB(A) 以下	50dB(A) 以下	45dB(A) 以下

④ 振動基準

敷地境界において、表 1-20 に示す基準値以下とする。

表 1-20 振動基準値

昼間	夜間
65dB 以下	60dB 以下

⑤ 悪臭基準

敷地境界において、表 1-21 に示す基準値以下とする。

表 1-21 悪臭基準値

項 目	保 証 値	項 目	保 証 値
アンモニア	1 ppm 以下	イソ吉草酸	0.001 ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下	トルエン	10 ppm 以下
硫化水素	0.02 ppm 以下	キシレン	1 ppm 以下
硫化メチル	0.01 ppm 以下	酢酸エチル	3 ppm 以下
二硫化メチル	0.009 ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下
トリメチルアミン	0.005 ppm 以下	イソブタノール	0.9 ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下
スチレン	0.4 ppm 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下
プロピオン酸	0.03 ppm 以下	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下
ノルマル酪酸	0.006 ppm 以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm 以下

2) 楽善埋立処分場

① 騒音基準

再資源化工場と同じ。

② 振動基準

再資源化工場と同じ。

③ 悪臭基準

再資源化工場と同じ。

④ 放流水計画条件

放流水（排水）計画条件は、表 1-22 のとおりである。

表 1-22 楽善埋立処分場に係る放流水（排水）計画条件

項目	単位	放流水質（計画条件）
水素イオン濃度（pH）	—	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	10
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	10
浮遊物質（SS）	mg/L	10
全窒素（T-N）	mg/L	10
全リン（T-P）	mg/L	1
塩化物イオン（Cl <sup>-</sup> ）	mg/L	—
カルシウムイオン（Ca <sup>2+</sup> ）	mg/L	100
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3,000
ダイオキシン類（DXNs）	pg-TEQ/L	10
その他	—	排水基準値 <sup>※</sup> 以下 （表 1-23 参照）

※排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

表 1-23 排水基準値<sup>※</sup>

項目	単位	排水基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
鉛及びその化合物	mg/L	0.1
有機燐化合物	mg/L	1
六価クロム化合物	mg/L	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1
シアン化合物	mg/L	1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4

項目	単位	排水基準値
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	3
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1
1・4-ジオキサン	mg/L	0.5
ほう素及びその化合物	mg/L	50
ふっ素及びその化合物	mg/L	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3,000
リン含有量	mg/L	8

※排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

### 3) 旧杉水埋立処分場

#### ① 放流水計画条件

放流水（排水）計画条件は、表 1-24 のとおりである。

表 1-24 旧杉水埋立処分場に係る放流水（排水）計画条件

項目	単位	放流水質（計画条件）
水素イオン濃度（pH）	—	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	20
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	20
浮遊物質（SS）	mg/L	30
全窒素（T-N）	mg/L	—
全燐（T-P）	mg/L	—
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	—
ダイオキシン類（DXNs）	pg-TEQ/L	10
その他	—	排水基準値*以下 （表 1-23 参照）

※排水基準値：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

## 10. 用役使用条件

用役使用条件は、次のとおりである。用役費用に関しては、令和3年4月分の請求から令和13年3月分の請求までを事業者の負担とし、それ以降の分については組合の負担とする。なお、電気、上水、ガス及び電話それぞれの供給会社との契約は事業者が行うこと。

### 1) 再資源化工場

#### ① 電気（産業用電力 A-1）

高压電力 B 6,600V

契約電力 342kW（平成31年1月実績）

※実量制のため、過去1年間の実績のうち、最大需要量電力が契約電力となる。

（参考）電気料金 8,975,359円（平成30年度実績）

（参考）電力使用量 370,128kWh（平成30年度実績）

#### ② 上水

メータ口径 50mm

（参考）水道料金 281,680円（平成30年度実績）

（参考）水道使用量 1,224m<sup>3</sup>（平成30年度実績）

#### ③ ガス

プロパンガス等

（参考）プロパンガス料金 120,657円（平成30年度実績）

（参考）プロパンガス使用量 79.7m<sup>3</sup>（平成30年度実績）

#### ④ 排水

再資源化工場から発生するプラント排水及び生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、楽善埋立処分場の浸出水処理施設調整槽に移送し、処理している。

#### ⑤ 電話

1回線（光ケーブル）を利用可能

### 2) 楽善埋立処分場

再資源化工場と同じ。なお、電気、上水は再資源化工場と共用している。

### 3) 旧杉水立処分場

#### ① 電気

低圧電力 200V

契約電力 36kW

従量電灯 B 50アンペア

（参考）電気料金 1,562,664円（平成30年度実績）

（参考）電力使用量 63,225kWh（平成30年度実績）

#### ② 上水

メータ口径 40mm

(参考) 水道料金 25,820 円 (平成 30 年度実績)

(参考) 水道使用量 14m<sup>3</sup> (平成 30 年度実績)

#### 4) 事務局施設

再資源化工場と同じ。なお、電気、上水は再資源化工場と共用している。

### 第3節 一般事項

#### 1. 本要求水準書の遵守

事業者は、本要求水準書に記載される要件について、事業期間中遵守すること。

#### 2. 関係法令等の遵守

事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。関係法令等の例を表 1-25 に示す。

表 1-25 関係法令等例示 (参考)

<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li><li>● ダイオキシン類対策特別措置法</li><li>● 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</li><li>● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</li><li>● 大気汚染防止法</li><li>● 水質汚濁防止法</li><li>● 騒音規制法</li><li>● 振動規制法</li><li>● 悪臭防止法</li><li>● 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律</li><li>● 都市計画法</li><li>● 消防法</li><li>● 道路法</li><li>● 道路交通法</li><li>● 航空法</li><li>● 下水道法</li><li>● 水道法</li><li>● 環境基本法</li><li>● 労働基準法</li><li>● 労働安全衛生法</li><li>● 電波法</li><li>● 有線電気通信法</li><li>● 電気事業法</li><li>● 電気工事士法</li><li>● 電気用品安全法</li><li>● 計量法</li><li>● 高圧ガス保安法</li><li>● 毒物及び劇物取締法</li><li>● 事業所衛生基準規制</li><li>● 危険物の規制に関する規制・政令</li><li>● 一般高圧ガス保安規則</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 特定化学物質等障害予防規則</li><li>● 電気設備に関する技術基準</li><li>● 発電用火力発電設備に関する技術基準</li><li>● クレーン等安全規則</li><li>● クレーン構造規格</li><li>● クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格</li><li>● 電気機械器具防爆構造規格</li><li>● 溶接技術検定基準 (JIS Z 3801)</li><li>● 圧力容器構造規格</li><li>● 日本工業規格 (JIS)</li><li>● 電気規格調査会標準規格 (JEC)</li><li>● 日本電機工業会標準規格 (JEM)</li><li>● 日本電線工業会標準規格 (JCS)</li><li>● 日本油圧工業会規格 (JOHS)</li><li>● 内線規程</li><li>● 電気供給約款</li><li>● 地方自治法</li><li>● グリーン購入法</li><li>● 建築基準法</li><li>● 建設業法</li><li>● 砂防法</li><li>● 森林法</li><li>● 職業安定法</li><li>● 最低賃金法</li><li>● 雇用保険法</li><li>● 労働者災害補償保険法</li><li>● 熊本県建築基準条例</li><li>● 熊本県火災予防条例</li><li>● 熊本県水道条例</li><li>● 熊本県流域下水道条例</li><li>● 熊本県生活環境の保全等に関する条例</li><li>● 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例</li><li>● その他関係法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等</li></ul>
---	---

### **3. 一般廃棄物処理実施計画の遵守**

事業者は、事業期間中、組合が毎年度定める「菊池環境保全組合一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

### **4. 官公署等の指導等**

事業者は、事業期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本件施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は事業契約書に定める。

### **5. 官公署等申請への協力**

事業者は、組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、事業者の責任により行うこと。

### **6. 官公署等への報告等**

事業者は、組合が行う運営管理等に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類・資料等を提出すること。資料の作成に必要な関連費用（官公署への申請等の書類作成・提出に要する費用、説明支援に要する費用等）は全て事業者が負担すること。なお、運営管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

### **7. 組合及び所管官庁への報告・協力**

事業者は、本件施設の運営管理に関して、組合及び所管官庁が報告、記録、資料提供等を要求又は指示する場合は、速やかに対応すること。

### **8. 組合他施設等との連携**

事業者は、組合他施設等との間で廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は協力すること。

### **9. 組合の検査等**

組合が事業者の運転や設備の点検等を含む運営管理等全般に対する立入検査等を行う時は、事業者は、その検査・監査等に全面的に協力し、組合が要求する資料等を速やかに提出すること。

### **10. 急病等への対応**

- 1) 事業者は、本件施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- 2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

### 1 1. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、事業者はその処理処分に協力すること。なお、その処理処分に伴う費用については、協議により別途定める。

### 1 2. 個人情報の保護

- 1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、本事業によって知り得た個人情報は適切に管理すること。
- 2) 事業者は、個人情報の管理にあたり、個人情報保護マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

### 1 3. 保険

組合は事業期間中、災害等による施設の損害を担保する目的で次の保険を付保する。事業者は、事業期間中、本事業に関して第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

組合が付保する保険：一般財団法人全国自治協会 建物災害共済

被保険者：組合

保険の対象・共済基準：表 1-26 から表 1-28 のとおり

表 1-26 再資源化工場に係る共済基準額（参考）

物件名	棟数	面積 (m <sup>2</sup> )	共済基準額 (千円)
塵芥処理施設(工場棟)	1	3,305	499,790
諸設備工作物(工場棟機械一式)			1,917,685
塵芥処理施設(ストックヤード)	1	586	66,461
廃乾電池等保管棟	1	18	976
リサイクル自転車等保管棟	1	45	1,365
一般事務所(管理棟)	1	216	12,768
トラックスケール棟			8,105
倉庫	1	80	4,720

表 1-27 楽善埋立処分場に係る共済基準額（参考）

物件名	棟数	面積 (m <sup>2</sup> )	共済基準額 (千円)
塵芥処理施設(浸出水処理施設)	1	544	32,194
諸設備工作物(浸出水処理施設機械一式)			960,209

表 1-28 旧杉水埋立処分場に係る共済基準額（参考）

物件名	棟数	面積（m <sup>2</sup> ）	共済基準額（千円）
塵芥処理施設（浸出水処理施設）	1	208	55,180
諸設備工作物（浸出水処理施設機械一式）			118,525

表 1-29 旧杉水埋立処分場に係る共済基準額（参考）

物件名	棟数	面積（m <sup>2</sup> ）	共済基準額（千円）
一般事務所	1	127.98	11,342

#### 14. 地域振興

事業の実施に当たって、地元及び経験者の採用に配慮すること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業等を活用するよう努めること。

#### 15. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第2号平成3年2月5日）、熊本県下請契約報告事務取扱要領（令和2年3月31日監第949号改正）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

#### 16. 本件施設の性能維持

事業者は、事業開始時点で本件施設が発揮している性能（以下「要求性能」という。）を事業期間中に維持すること。事業開始時点の要求性能は、令和2年度に完了を予定している環境美化センター等包括管理業務委託終了時の引渡し条件書に示される能力である。ただし、事業者は運営準備期間中に、自らの費用と責任により、本件施設において要求性能が発揮されているか否かを確認することが出来る。確認の結果、要求性能が発揮されていないと判断した場合、要求性能について運営準備期間中、組合と協議を行うことが出来る。なお、引渡し条件書（案）の内容を添付資料11「引渡し条件書（案）」を示す。

#### 17. マニュアル及び計画書の作成

本事業遂行において、事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、組合との協議により作成すること。なお、組合との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに組合の承諾を得ること。

#### 18. 作成書類・提出書類

事業者は、本事業の実施に際し、本要求水準書に規定される各業務（第3章から第9章の各業務）について、自らの提案に基づき、必要な事項を記載した事業実施計画書を事業開始前（運



営準備期間内)に組合に提出し、組合の承諾を受けること。なお、提出する事項等について表 1-30 に例を示すが、その内容については組合と協議し、決定すること。

表 1-30 事業実施計画書の構成 (参考)

①運営管理体制実施計画書
●業務実施体制表
②運転管理業務実施計画書
●月間搬入計画、年間搬入計画
●受付・搬入管理マニュアル
●用役、予備品、消耗品、各種物品の調達計画
●月間運転計画、年間運転計画
●運転管理マニュアル
●年間埋立計画
●埋立管理マニュアル
●月間運搬業務計画、年間運搬業務計画
●運搬業務マニュアル 等を含む
③維持管理業務実施計画書
●点検・検査実施計画
●補修実施計画
●設備更新実施計画
●清掃計画書
●維持管理マニュアル
●長寿命化総合計画 等を含む
④測定管理業務実施計画書
●測定管理マニュアル 等を含む
⑤安全衛生管理業務実施計画書
●安全作業マニュアル
●作業環境管理計画 等を含む
⑥防災管理業務実施計画書
●緊急対応マニュアル 等を含む
⑦関連業務実施計画書
●現施設で対応できない業務要領・体制
●植栽管理計画
●施設警備防犯要領・体制
●見学者説明要領書
●住民対応要領・体制
●防火管理要領・体制 等を含む
⑧情報管理業務実施計画書
●運転管理報告書
●点検・検査結果報告書
●補修結果報告書、更新結果報告書
●測定管理報告書
●作業環境管理報告書
●防災管理報告書
●清掃管理報告書
●月間業務完了報告書
●事業継続計画
●貸与品管理台帳
●施設情報管理報告書
●日報・月報・年報様式 等を含む

## **第4節 事業条件**

### **1. 事業条件**

本件施設の運営・維持管理業務は、次の資料等に基づいて行うものとする。

- 1) 入札説明書
- 2) 事業契約書
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) 各種質問回答書
- 6) その他組合の指示するもの

### **2. 提案書の変更**

事業者が作成した提案書の記載事項について、事業期間中に本要求水準書を満足しない個所が発見された場合には、事業者の責任において本要求水準書を満足させるための変更を行うこと。

### **3. 要求水準書記載事項**

#### 1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任と負担において補足・完備すること。

#### 2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すもので、事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任と負担において補足・完備すること。

### **4. 契約金額の変更**

上記「2. 提案書の変更」及び「3. 要求水準書記載事項」の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

### **5. 環境管理基準値を超過した場合の対応**

#### 1) 運転改善計画

事業者は、本件施設に係る環境測定の結果、「第5章 第2節 環境管理基準」に示す基準値を超過した場合、直ちに組合に報告し、原因究明に努めるとともに、基準値遵守に向けた運転改善計画を作成し、組合に報告すること。

## 2) 再稼働の条件

事業者は上記等の理由により運転を停止した場合、再稼働にあたっては、運転管理マニュアル及び緊急対応マニュアルに基づき試運転及び測定等を行い、環境管理基準を満たしていることの確認を行い、組合に報告すること。

## 6. 楽善埋立処分場（埋立地）の埋立が完了した場合の取扱い

楽善埋立処分場（埋立地）は、事業期間中において埋立が完了する可能性があり得る。その場合、楽善埋立処分場（埋立地）の埋立完了以降は、要求水準書において規定する楽善埋立処分場（埋立地）に係る一切の運営業務は事業者の業務範囲の対象外となる。また、楽善埋立処分場（埋立地）の埋立完了に伴い、組合は、事業者の業務範囲の対象外となった運営業務に係る委託料の支払いを停止する。

## 7. 旧杉水埋立処分場を廃止した場合の取扱い

組合は、事業期間中における各種調査結果を勘案した上で旧杉水埋立処分場を廃止する可能性もあり得る。その場合、旧杉水埋立処分場の廃止以降は、要求水準書において規定する旧杉水埋立処分場に係る一切の運営業務は事業者の業務範囲の対象外となる。また、旧杉水埋立処分場の廃止に伴い、組合は、事業者の業務範囲の対象外となった運営業務に係る委託料の支払いを停止する。

## 8. 運営・維持管理業務の引き継ぎ

事業者は、本事業の引き継ぎに際して、次の事項を実施すること。

- 1) 事業者は、本件施設の管理運営に関して必要な業務の引き継ぎを運営準備期間中に、組合及び組合が指定する者より受けること。
- 2) 業務の引き継ぎに際しては、引き継ぎに関する体制等を記載した業務引継計画書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 上記の引き継ぎに係る費用は、事業者の負担とする。

## 9. 本業務期間終了時の引渡し条件

事業者は、事業終了時において、次の条件を満たしたうえで、本件施設を組合に引き渡すこと。また、同条件を満たすことを前提とした引渡し条件書を作成し、組合の承諾を得ること。

- 1) 本件施設に係る事業期間中の運転データ、用役データ、公害防止に係る各種データ、精密機能検査結果等及び施設建設当初に実施した性能検査等を照らし合わせ、事業終了時の本件施設の性能（再資源化工場における純度及び回収率等を含む）が事業開始時と同等程度と認められること。なお、同等程度とは、環境管理基準を全て満たし、再資源化工場における処理能力は定格処理能力(44t/日)の10%減までとする。
- 2) 本件施設に係る設備等に大きな損傷が無く良好な状態であること。ただし、継続使用に支

- 障の無い程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年劣化によるものも含む）を除くものとする。
- 3) 事業期間終了後に組合が本要求水準書に記載の業務を同じ水準で行う場合において、本件施設を継続して使用することに支障のない状態とすること。
  - 4) 組合が要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、組合が指示する内容の業務の引き継ぎを行うこと。引き継ぎ項目には、本件施設の取扱説明書（事業期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）及び、事業者が提案した本事業の仕様書及び契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。
  - 5) 事業終了時における引渡時の詳細条件は、組合と事業者の協議によること。なお、協議は、運営開始8年目から実施することを予定している。

## 第2章 運営管理体制

### 第1節 組織計画

- 1) 事業者は、自らの提案に基づき、本事業にかかる適切な組織構成を計画すること。
- 2) 事業者は、本件施設の運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、関連業務及び情報管理業務等適切な組織構成を計画すること。

### 第2節 業務実施体制

- 1) 事業者は、本事業を適切に実施するために、各業務（運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、安全衛生管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務）に係る運営管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した運営管理体制について組合に報告し、承諾を得ること。
- 3) 事業者は、運営管理体制を変更した場合は速やかに組合に報告し、承諾を得ること。

### 第3節 有資格者の配置

- 1) 事業者は、総括責任者として廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設、最終処分場）の資格を有する者を配置すること。
- 2) 事業者は、運營業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所管官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類
廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設、最終処分場）
ショベルローダー等技能講習修了者
フォークリフト運転技能講習修了者
車両系建設機械運転技能講習修了者
玉掛け技能講習修了者
小型移動式クレーン技能講習修了者
冷媒回収技術者
危険物保安監督者・危険物取扱者（乙種4類）
高所作業車運転技能講習修了者
防火管理責任者
安全衛生推進者
酸素欠乏危険作業主任者
その他労働安全関係で必要な資格者

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

#### **第4節 総括責任者の職務**

- 1) 総括責任者は、委託契約書、その他関係書類の業務及び内容を十分に理解したうえで職務を遂行するとともに、他の業務従事者の指揮、管理監督、教育並びに事故防止に努めること。
- 2) 総括責任者は、毎月の運転管理計画書及び業務報告書を作成し、組合に提出・報告する責務を負うこと。
- 3) 総括責任者は、委託業務に係る打ち合わせ協議の内容に関する議事録を作成し、組合に提出すること。

#### **第5節 連絡体制**

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

## 第3章 運転管理業務

### 第1節 本件施設の運転管理

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、本件施設の各設備を適切に運転し、要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、環境管理基準等を遵守し、適切に処理するとともに安定的かつ経済的な運転に努めること。

### 第2節 受付・搬入管理業務

#### 1. 本件施設の受付・搬入管理

- 1) 事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、適切な受付・搬入管理業務を行うこと。  
ただし、旧杉水埋立処分場は埋立を終了しており、受付・搬入管理業務は該当しない。
- 2) 事業者は、表 3-1 の時間について、受付・搬入管理業務を行うこと。
- 3) 土日祝祭日、年末年始等であっても、新環境工場（ごみ処理施設）から焼却灰及び飛灰処理物を運搬する必要がある場合及び組合が事前に指示する場合においては受付・搬入管理業務を行うこと。なお、表 3-2 のとおり、年間 10 日程度を予定している。
- 4) 受付時間は、事業期間内に変更される可能性がある。
- 5) 事業者は、本件施設に出入りする車両（収集車、登録業者、直接搬入、薬剤等副資材・回収物等の搬入・搬出車両）を管理棟において確認・計量し、その記録を管理すること。
- 6) 事業者は、直接搬入しようとする者に対して、排出地域並びにその搬入物が「第1章 第2節 1 搬入対象物・搬出物」及び添付資料2「適正処理困難物」に照らし、適正である場合のみに受け入れること。
- 7) 事業者は、直接搬入ごみの搬入車両に対し、廃棄物の降ろし場所について案内・指示すること。

表 3-1 受付時間

項目	内容
受付日	月曜日～金曜日
受付時間	8:30～12:00、13:00～17:00

表 3-2 年間開放計画表（令和元年度）（参考）

項目	開放日
環境月間等における開放計画案 ※開放時間（8:00～11:30）	2日間
年末年始における開放計画案 ※開放時間（8:30～17:00）	8日間（12月23日～12月30日）

## 2. 計量及びごみ処分手数料の徴収等

- 1) 事業者は、搬入車両及び搬出車両の計量事務を実施すること。また、計量システムの管理（カードマスター、業者マスター等の管理、計量カードの管理（貸与・回収・修正））をすること。
- 2) 事業者は、本件施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者より、組合が定める手数料を組合が定める方法で、組合に代わり徴収すること。
- 3) 事業者は、徴収した手数料を組合が定める方法によって指定金融機関へ引き渡すこと。
- 4) 事業者は、手数料徴収に係る釣用現金を準備すること。

## 3. 受付・搬入管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、受付・搬入管理業務に関して、手順、方法について基準化した受付・搬入管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、受付・搬入管理マニュアルに基づいた受付・搬入管理を実施すること。
- 3) 事業者は、策定した受付・搬入管理マニュアルについて、管理状況にあわせ随時改善すること。

## 4. 受付・搬入管理計画の作成

- 1) 事業者は、組合が毎年度示す施設開放計画等を考慮した年間搬入計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間搬入計画に基づき、月間搬入計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した年間搬入計画及び月間搬入計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

## 第3節 再資源化工場に係る運転管理業務

### 1. 再資源化工場の運転

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、再資源化工場の各設備を適切に運転し、要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、環境管理基準等を遵守し、適切に処理するとともに安定的かつ経済的な運転に努めること。

### 2. 再資源化工場における搬入管理

- 1) 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットフォーム内及び施設周辺において適切に誘導・指示すること。また、必要に応じて誘導員を配置すること。
- 2) 事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 3) 事業者は、再資源化工場に搬入される廃棄物について処理不適物の混入を防止すること。特に破砕処理するごみについては、プラットフォームにおいて処理不適物の検査を実施し、処理不適物の混入を防止すること。また、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行



うこと。特に、ダンボール等に入れられたものについては、その中身を確認すること。また、プラットホーム等において、資源化が可能なびん、缶、紙類、ダンボール、ペットボトル、使用済小型家電製品等を手選別等により分別するとともに、スプリング入りマットレスを手作業等により分別解体すること。

- 4) 事業者は、搬入された粗大ごみに処理不適物が混入されていないことを確認したうえで、不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみに区分すること。
- 5) 可燃性粗大ごみについては、再資源化工場内で処理するか、新環境工場（ごみ処理施設）へ搬入するかを適切に判断すること。
- 6) 事業者は、搬入ごみの中から処理不適物を発見した場合、搬入者へ処理不適物を返還し、組合へ報告するとともに、組合が別途指示する場所への搬入を指示すること。
- 7) 事業者が外部で保管・処理する廃棄物で、工場内で一時保管するものについては、受付・計量後、適切に保管すること。
- 8) 事業者は、組合が再資源化工場等使用許可者に対して定期的を実施するプラットホーム内の展開検査に対して協力すること。
- 9) 事業者は、受付・搬入管理業務において、原則として自らの責において対応のうえ、違反事例等を組合に報告すること。ただし、必要に応じ搬入者への指導にあたっては、組合の指示・協力を仰ぎ、連携して対応することができる。

### 3. 運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、再資源化工場を適切に運転管理すること。

#### 1) 計画年間処理量

「第1章 第2節 2 計画年間処理量」参照

#### 2) 年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することのできる運転日数とすること。また、組合や関係市町等の要請により施設の開放を依頼された場合には、必要な人員の確保に協力すること。

#### 3) 運転時間

施設の運転は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、翌日の施設運転に影響を及ぼす場合は、時間の延長をすることができる。

#### 4) 処理条件

「第1章 第2節 7 処理条件」参照

#### 5) 公害防止基準

「第1章 第2節 8 公害防止基準」参照

#### 6) 用役使用条件

「第1章 第2節 9 用役使用条件」参照

#### 7) 車両等

運転管理等に必要な車両は、事業者が施設の運転管理、維持管理に支障のないものを用意すること。また、用役等の搬入車両については、受入装置の構造等に適合し、本件施設の運営管理に支障のない車両を選定すること。

物件の使用によって生じる燃料、保険、定期検査、補修、消耗品等の一切の費用は事業者が負担すること。

**【現使用車両】(参考)**

参考として、現在使用している車両等を次に示す。

- ア 4t ダンプ : 1 台
- イ 脱着式アーム車(4t フックイン車) : 1 台
- ウ 4t パッカー車 : 1 台
- エ 5t パッカー車 : 1 台
- オ 2t パッカー車 : 1 台
- カ 0.75t 平ボデートラック : 1 台
- キ 回転式パワーショベル(マグネット式) : 1 台
- ク フォークリフト : 2 台
- ケ ショベル : 2 台
- コ コンテナボックス(8m<sup>3</sup>) : 10 個以上

**8) 車両動線**

- ① 敷地内の車両動線については、組合の指示する動線計画を遵守すること。
- ② 緊急時の動線については、事業者の責任で計画し、必要に応じて組合へ報告すること。

**4. 適正処理**

- 1) 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の環境管理基準等を遵守し、適切に処理すること。
- 2) 事業者は、再資源化工場の資源物系列より回収されるアルミ缶、鉄缶、カレットが「粗大ごみ処理施設建設工事実施設計図書」において保証される純度・回収率を満たすよう適切に処理すること。回収されたアルミ缶、鉄缶、カレットが上記の純度・回収率を満たさない場合、事業者は必要な措置を講ずること。
- 3) 事業者は、再資源化工場施設の粗大・不燃ごみ系列より回収される鉄類、アルミニウム類が「粗大ごみ処理施設建設工事実施設計図書」において保証される純度・回収率を満たすよう適切に処理すること。回収された鉄類、アルミニウム類が上記の純度・回収率を満たさない場合、事業者は必要な措置を講ずること。
- 4) 事業者は、処理不適物を適正処理すること。ただし、家電4品目については指定引取所までの運搬及び引渡しとする。リサイクル券の購入代金は事業者の範囲に含めない。なお、令和元年1月から7月における処理不適物の搬出量実績は、添付資料7「処理不適物搬出量実績」に示すとおりである。

- 5) 事業者は、再資源化工場の運転休止時における廃棄物の処理について、再資源化工場に保管できない場合、事業者の責務において処理先を確保し、費用を負担すること。
- 6) 事業者は、破碎後の鉄類や可燃残渣に含まれる資源物を可能な限り選別すること。

## 5. 適正運転

事業者は、再資源化工場の運転が関係法令、環境管理基準等を満たしていることを、事業者自らが実施する検査等（第三者機関による検査及び自主検査）の結果によって確認すること。

## 6. 廃蛍光管の保管

- 1) 事業者は、受付が終了した廃蛍光管を搬入者より引き取り、適切に保管すること。
- 2) 廃蛍光管の保管の方法については、組合が処理を委託する業者の引取基準等を満たす方法によること。
- 3) 事業者は、組合が処理を委託する業者へ廃蛍光管を引き渡すこと。

## 7. 廃乾電池等の保管

- 1) 事業者は、受付が終了した廃乾電池等（廃乾電池・ボタン電池）を搬入者より引き取り、適切に保管すること。なお、保管に用いるドラム缶等は事業者の費用負担と責任において調達すること。
- 2) 廃乾電池等の保管の方法については、組合が処理を委託する業者の引取基準等を満たす方法によること。
- 3) 事業者は、組合が処理を委託する業者へ廃乾電池等を引き渡すこと。

## 8. 特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目の保管及び運搬業務

事業者は、受付が終了した特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目を再資源化工場において一時保管後、同法で定める指定取引場所まで、事業者自らの費用負担と責任において運搬すること。

## 9. 特定品目の保管及び処理

- 1) 事業者は、受付が終了した特定品目のうち、水銀体温計、水銀血圧計及び練り朱肉を搬入者より引き取り、適切に保管すること。
- 2) 水銀体温計、水銀血圧計及び練り朱肉の保管の方法については、組合が処理を委託する業者の引取基準等を満たす方法によること。
- 3) 事業者は、組合が処理を委託する業者へ水銀体温計、水銀血圧計及び練り朱肉を引き渡すこと。
- 4) 事業者は、受付が終了した特定品目のうち、ライター・チャッカマン及びスプレー缶を搬入者より引き取り、可燃性ガスを完全に排出した後、適正な処理を行うこと。

## 10. 再資源化工場で対応できない業務

「第8章 第2節 再資源化工場で対応できない業務」参照

### 11. 資源物の搬出・資源化の促進

- 1) 事業者は、再資源化工場の資源物系列より回収される資源物について、表 1-18 に示す純度・回収率を満たすことを確認し、組合が指定する条件で組合に引き渡すこと。
- 2) アルミ缶、鉄缶の梱包形状は、(一社) 日本鉄リサイクル工業会鉄くず検収統一規格プレスCに準じた形状とすること。
- 3) 事業者は、再資源化工場の粗大・不燃ごみ系列より回収される資源物について、表 1-18 に示す純度・回収率を満たすことを確認し、組合が指定する条件で組合に引き渡すこと。
- 4) 事業者は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会「分別基準適合物引取ガイドライン」を満足するものとし、品質については、Aランクを維持するよう努めること。

### 12. 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理

- 1) 事業者は、経済性を考慮した用役、予備品、消耗品、各種物品の調達計画を作成し、組合に提出すること。ただし、再資源化工場において既に組合が管理している什器備品については無償で貸与することができる。消火器についてはメーカー規定の使用期限を遵守し、事業者が自らの費用負担と責任において更新するものとする。
- 2) 事業者は、調達計画に基づき用役、予備品、消耗品、各種物品を調達し費用を負担すること。また、調達した用役、予備品、消耗品、各種物品を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- 3) 再資源化工場において既に組合が確保している予備品、消耗品、各種物品について在庫がある場合、必要な場合は無償で使用することができる。ただし、組合が既に確保している予備品、消耗品、各種物品を使用するにあたっては、事業開始時点で組合が確保していたものから順次使用していくこと。
- 4) 再資源化工場にて組合が所有する工具、測定器、器具等のうち、事業実施時に事業者が必要とするものについては無償で貸与する。事業者は貸与された工具、測定器、器具等の一覧表を組合に提出すること。事業期間中の補修・更新については、事業者にて行い、事業終了時に使用に問題のない状態で組合に返却すること。

### 13. 運転管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、運転管理マニュアルに基づいて運転を実施すること。

- 3) 事業者は、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。

#### **14. 運転計画の作成**

- 1) 事業者は、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

#### **15. 新環境工場（ごみ処理施設）への搬出**

- 1) 事業者は、再資源化工場より発生する破碎残渣及び資源残渣を、可燃残渣、不燃残渣、その他に選別し、可燃残渣については、新環境工場（ごみ処理施設）へ運搬すること。ただし、組合が特別に指示する場合は、この限りではない。
- 2) 事業者は、処理不適物から選別されたもののうち、新環境工場（ごみ処理施設）で処理可能な廃棄物について、再資源化工場から新環境工場（ごみ処理施設）へ運搬すること。
- 3) 積み降ろし時、運搬時に搬出物を落下・飛散させないこと。

#### **16. 最終処分場への運搬**

- 1) 事業者は、再資源化工場より発生する不燃性破碎残渣及び不燃性資源残渣を令和3年度においては全量を楽善埋立処分場へ、令和4年度以降は楽善埋立処分場と新最終処分場へ概ね同量となるよう運搬すること。ただし、運営期間中の搬入状況に応じて両施設への搬入量割合を変更する可能性があるため、その場合には組合の指示に基づいて柔軟に対応すること。
- 2) 最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

### **第4節 楽善埋立処分場に係る運転管理業務**

#### **1. 埋立地**

##### **1) 楽善埋立処分場埋立地への埋立**

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、楽善埋立処分場の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を関係法令、環境管理基準等を遵守し、適切に処理するとともに安定的かつ経済的な埋立に努めること。

##### **2) 楽善埋立処分場埋立地における搬入管理**

- ① 事業者は、安全に搬入が行われるように、施設周辺において適切な誘導・指示を行うこと。また、必要に応じて誘導員を配置すること。
- ② 事業者は、搬入ごみの積降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- ③ 事業者は、楽善埋立処分場に搬入する埋立廃棄物について、遮水シート、遮光マット、

保護マット、ガス抜き管等の埋立処分場構造物を破損する恐れのある埋立不適物の混入を防止すること。

- ④ 事業者は、埋立廃棄物に埋立不適物が混入されていないことを確認したうえで、埋立作業を行うこと。
- ⑤ 事業者は、埋立廃棄物の中から埋立不適物を発見した場合、組合に報告するとともに、埋立廃棄物の取扱いについて組合と協議すること。
- ⑥ 事業者は、受付・搬入管理業務において、原則として自らの責において対応のうえ、違反事例等を組合に報告すること。ただし、必要に応じ搬入者への指導にあたっては、組合の指示・協力を仰ぎ、連携して対応することができる。

### 3) 埋立条件

事業者は、次に示す埋立条件に基づき、楽善埋立処分場を適切に運転管理すること。

#### ① 計画年間処理量

「第1章 第2節 2 計画年間処理量」参照

#### ② 年間運転日数

楽善埋立処分場の年間埋立日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理することのできる運転日数とすること。

#### ③ 作業時間

楽善埋立処分場の作業は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、翌日の作業に影響を及ぼす場合は、時間の延長をすることができる。

#### ④ 公害防止基準

「第1章 第2節 8 公害防止基準」参照

#### ⑤ 用役使用条件

「第1章 第2節 9 用役使用条件」参照

#### ⑥ 車両等

組合が所有する以下の車両を使用できる他、埋立等に必要な車両は、事業者が楽善埋立処分場埋立地の埋立作業、維持管理に支障のないものを用意すること。また、用役等の搬入車両については、受入装置の構造等に適合し、楽善埋立処分場埋立地の運営管理に支障のない車両を選定すること。

物件の使用によって生じる燃料、保険、定期検査、補修、消耗品等の一切の費用は事業者が負担すること。

##### ア 組合所有車両

名称：ブルドーザー

型式：CAT953C

車番：2ZN03663

##### イ 現使用車両（参考）

- a) ブルドーザー（組合所有車両）：1台
- b) 回転式パワーショベル(バケット式)：1台

⑦ 車両動線

「第3章 第3節 3 8) 車両動線」に準ずる。

4) 適正処理

- ① 事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の環境管理基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。
- ② 事業者は、ごみの飛散・流出防止、悪臭の発生防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生防止及び景観等環境保全対策を目的に、毎日搬入された廃棄物の埋立作業終了時に即日覆土を行うこと。また、覆土及び法面保護については、事業者自ら覆土材を調達し、費用を負担すること。
- ③ 事業者は、埋立処分場の減容化、浸出水量の削減に努めた埋立作業を行うこと。
- ④ 事業者は、施設の埋立休止時における廃棄物の処理について、本件施設に保管できない場合、事業者の責務において処理先を確保し、費用を負担すること。

5) 適正埋立

事業者は、楽善埋立処分場埋立地における埋立作業が関係法令、環境管理基準等を満たしていることを、事業者自らが実施する検査等（第三者機関による検査及び自主検査）の結果等によって確認すること。

6) 最終処分場残余容量の計測

事業者は、「最終処分場残余容量算定マニュアル」(平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課)に基づいて、最終処分場の埋立容量、残余容量を年1回以上計測すること。なお、測定時期は毎年度同時期とすること。

7) 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理

「第3章 第3節 12 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理」に準ずる。

8) 埋立管理マニュアルの作成

- ① 事業者は、楽善埋立処分場埋立地の埋立作業に関して、埋立作業手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した埋立管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- ② 事業者は、埋立管理マニュアルに基づいて埋立作業を実施すること。
- ③ 事業者は、組合の承諾を得て、施設の埋立状況にあわせ、埋立管理マニュアルを随時改善すること。

9) 埋立計画の作成

- ① 事業者は、組合と協議のうえ、計画処理量に基づく楽善埋立処分場埋立地の点検、補修等を考慮した年間埋立計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- ② 事業者は、作成した年間運転計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

2. 浸出水処理施設

1) 楽善埋立処分場浸出水処理施設の運転

- ① 事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、楽善埋立処分場浸出水処理施設を適切に運転し、要求性能を発揮し、処分場より導水される浸出水を関係法令等を遵守し処理すること。
- ② 処理水は適切に処理し、公共水域に放流すると共に、安定的かつ経済的運転に努めること。

2) 運転条件

事業者は、次に示す運転条件に基づき、楽善埋立処分場浸出水処理施設を適切に運転管理すること。

① 運転時間

施設の運転時間は24h/日である。(自動制御)

② 計画流入水質

「第1章 第2節 5 計画流入水質」参照

③ 汚泥発生量

参考として、近年の汚泥発生量実績を表 3-3 に示す。

表 3-3 汚泥発生量実績

	年月	汚泥発生量 (kg)
実績	平成 28 年 10 月	3,080
	平成 29 年 7 月	2,420
	平成 29 年 12 月	2,650
	平成 30 年 7 月	1,930
	平成 31 年 4 月	2,540

④ 公害防止基準

「第1章 第2節 8 公害防止基準」参照

⑤ 用役使用条件

「第1章 第2節 9 用役使用条件」参照

⑥ 車両等

運転管理等に必要な車両は、事業者が施設の運転管理、維持管理に支障のないものを用



意すること。また、用役等の搬入車両については、受入装置の構造等に適合し、施設の運営管理に支障のない車両を選定すること。

物件の使用によって生じる燃料、保険、定期検査、補修、消耗品等の一切の費用は事業者が負担すること。

⑦ 車両動線

「第3章 第3節 3 8) 車両動線」に準ずる。

3) 適正処理

① 事業者は、楽善埋立処分場より導水された浸出水を、関係法令、施設の環境管理基準等を遵守し、適切に処理すること。

② 事業者は、楽善埋立処分場浸出水処理施設の運転休止時における浸出水の処理について、楽善埋立処分場浸出水処理施設に貯留できない場合、事業者の責務において処理先を確保し、費用を負担すること。

4) 適正運転

事業者は、楽善埋立処分場浸出水処理施設の運転が関係法令、環境管理基準等を満たしていることを、事業者自らが実施する検査等（第三者機関による検査及び自主検査）の結果等によって確認すること。

5) 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理

「第3章 第3節 12 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理」に準ずる。

6) 運転管理マニュアルの作成

① 事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。

② 事業者は、運転管理マニュアルに基づいて運転を実施すること。

③ 事業者は、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善すること。

7) 運転計画の作成

① 事業者は、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

② 事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。

③ 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

## 8) 汚泥の搬出

事業者は、楽善埋立処分場浸出水処理施設より発生する汚泥を脱水処理後、新環境工場（ごみ処理施設）の適切な運転に影響のない範囲において、新環境工場（ごみ処理施設）へ運搬すること。なお、槽内清掃時に発生する清掃汚泥については、楽善埋立処分場へ運搬すること。また、発生する汚泥の量について管理すること。

## 第5節 旧杉水埋立処分場に係る運転管理業務

### 1. 旧杉水埋立処分場浸出水処理施設の運転

「第3章 第4節 2 1) 楽善埋立処分場浸出水処理施設の運転」に準ずる。

### 2. 運転条件

事業者は、次に示す運転条件に基づき、旧杉水浸出水処理施設を適切に運転管理すること。

#### 1) 運転時間

施設の運転時間は24h/日である。（自動制御）

#### 2) 計画流入水質

「第1章 第2節 5 計画流入水質」参照

#### 3) 公害防止基準

「第1章 第2節 8 公害防止基準」参照

#### 4) 用役使用条件

「第1章 第2節 9 用役使用条件」参照

#### 5) 車両等

「第3章 第4節 2 2) ⑥車両等」に準ずる。

#### 6) 車両動線

「第3章 第3節 3 8) 車両動線」に準ずる。

### 3. 適正処理

「第3章 第4節 2 3) 適正処理」に準ずる。

### 4. 適正運転

「第3章 第4節 2 3) 適正運転」に準ずる。

### 5. 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理

「第3章 第3節 12 用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理」に準ずる。

### 6. 運転管理マニュアルの作成

「第3章 第4節 2 6) 運転管理マニュアルの作成」に準ずる。

## 7. 運転計画の作成

「第3章 第4節 2 7) 運転計画の作成」に準ずる。

## 8. 汚泥の搬出

事業者は、旧杉水埋立処分場浸出水処理施設より発生する汚泥を、楽善埋立処分場浸出水処理施設へ運搬し、脱水処理すること。また、発生する汚泥の量について管理すること。

## 第6節 焼却灰及び飛灰処理物運搬業務

### 1. 焼却灰等運搬業務

- 1) 事業者は、新環境工場（ごみ処理施設）から発生した焼却灰及び飛灰処理物（以下「焼却灰等」という。）を、適正かつ安全に楽善埋立処分場まで運搬すること。
- 2) 焼却灰及び飛灰処理物運搬業務の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 3) 事業者は、焼却灰等の運搬に当たっては、関係法令を遵守し、確実かつ安全に行うこと。
- 4) 事業者は、本件施設の運営に支障がなく、関係法令を遵守した車両及び人員を配置すること。
- 5) 運搬に際しては、他の廃棄物運搬車両や一般車両の通行を阻害しないよう十分に注意すること。
- 6) 土日祝祭日、年末年始等であっても、新環境工場（ごみ処理施設）から焼却灰等を搬出する必要がある場合においては運搬業務を行うこと。
- 7) 焼却灰等の積込及び荷降ろしに際しては、新環境工場（ごみ処理施設）運営事業者（以下「ごみ処理施設運営事業者」という。）と十分に連携を図り、焼却灰等の搬出・搬入により新環境工場（ごみ処理施設）の運営に影響が出ないようにすること。
- 8) 焼却灰等の運搬にあたり、通行ルート周辺住民に迷惑を及ぼさず、また苦情が発生しないよう十分注意すること。万一苦情等が発生した場合は直ちに組合に報告し、事業者の責任において必要な措置を講ずること。

### 2. 実施事項

- 1) 焼却灰の積み込み作業は、焼却灰ピットより、焼却灰を灰クレーンにて運搬車に積み込むこと。積み込みには新環境工場（ごみ処理施設）の灰クレーンを使用し、ごみ処理施設運営事業者の有資格者がクレーン操作にて積み込むものとし、事業者の職員はごみ処理施設運営事業者と協力して、積み込み作業を遂行すること。
- 2) 飛灰処理物の積み込み作業は、飛灰処理物バンカより運搬車に積み込むこと。積み込みは、ごみ処理施設運営事業者の職員の操作にて積み込むものとし、事業者の職員はごみ処理施設運営事業者と協力して、積み込み作業を遂行すること。

- 3) 積み込み完了後は、ごみ処理施設運営事業者立会いのもと、積み込み量を確認すること。
- 4) 積み込み量は、新環境工場（ごみ処理施設）のトラックスケールで計量を行うこと。
- 5) 事業者は、計量の際発行される計量伝票を、1枚保管すること。

### 3. 焼却灰搬出計画（参考）

- 1) 焼却灰発生量（低質ごみ時）

$$400 \text{ kg/h} \times 24 \text{ h/d} \times 2 \text{ 炉} \div 1,000 \text{ t/kg} = 19.2 \text{ t/d} \quad (2 \text{ 炉合計})$$

- 2) 運転時間

- ① 週7日のうち5日間で搬出
- ② 10t車：月曜日・水曜日・金曜日 3回/日、火曜日・木曜日 4回/日

### 4. 飛灰処理物搬出計画（参考）

- 1) 飛灰処理物発生量（高質ごみ時）

$$233 \text{ kg/h} \times 24 \text{ h/d} \div 1,000 \text{ t/kg} = 5.592 \text{ t/d} \quad (2 \text{ 炉合計})$$

- 2) 運転時間

- ① 週7日のうち5日間で搬出
- ② 10t車：月曜日・金曜日 2回/日、水曜日 1回/日

### 5. 運搬業務マニュアルの作成

- 1) 事業者は、運搬業務に関して、手順、方法について基準化した運搬業務マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、マニュアルに基づいた運搬を実施すること。
- 3) 事業者は、策定した運搬業務マニュアルについて、業務状況にあわせ随時改善すること。

### 6. 運搬業務計画の作成

- 1) 事業者は、年間運搬業務計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、年間運搬業務計画に基づき、月間運搬業務計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、作成した年間運搬業務計画及び月間運搬業務計画に変更が生じる場合、速やかに組合に報告すること。

### 7. 新環境工場（ごみ処理施設）灰出し設備に係る情報

参考として、新環境工場（ごみ処理施設）の灰出し設備に係る情報を次に示す。なお、新環境工場（ごみ処理施設）における搬出車両の仕様は、10tトラックを想定している。

- 1) 焼却灰ピット
  - ① 数量：1基

② 容量：75 m<sup>3</sup> (3 日分)

## 2) 灰クレーン

① 形式：天井走行クレーン

② 基数：1 基

③ 吊上荷重：4.8 t

④ 定格荷重：2.4 t

⑤ バケツ形式：油圧開閉式クラムシェル形

⑥ バケツつかみ量：1.6 m<sup>3</sup>

⑦ 寸法：幅 1,320 mm、閉じ長さ 2,640 mm、開き長さ 3,020 mm、閉じ高さ 3,680 mm

⑧ 特記事項：トラック (10 t) に対して 20 分程度で積込みを終えることのできる能力を有する。

## 3) 飛灰処理物貯留・搬出設備

① 形式：バンカ方式

② 数量：1 基

③ 容量：20m<sup>3</sup> (3 日分)

④ 寸法：幅 2.0m×奥行 3.0m×高さ 4.5m

## 第4章 維持管理業務

### 第1節 本件施設の維持管理業務

事業者は、事業実施計画書に基づき設備及び建物等を適切に管理し、事業開始時点で本件施設（事務局施設を除く。）が発揮している要求性能を事業期間にわたり維持すること。

### 第2節 点検・検査、補修及び設備更新計画

#### 1. 点検・検査、補修及び設備更新の考え方

維持管理業務に含まれる点検・検査、補修及び設備更新とは、事業者が本件施設の要求性能を維持するために必要な設備一式の点検・検査、補修及び更新である。なお、楽善埋立処分場については、堅型保有水等集排水設備、遮水シート及び遮光性保護マット、貯留構造物等の土木設備を含むものとする。また、各設備の点検・検査、補修及び更新の実施に当たっては、本件施設の稼動に極力支障を与えないようにすること。

#### 2. 計画の策定方法

- 1) 事業者は、事業期間中の点検・検査、補修及び設備更新の実施項目、時期についての点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画を策定し、組合の承諾を得ること。
- 2) 点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画は、点検・検査、補修及び設備更新の結果に基づき毎年度更新し、組合の承諾を得ること。

### 第3節 点検・検査実施計画の作成

- 1) 事業者は、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 点検・検査実施計画については、日常点検・定期点検（表 4-1 参照）、法定点検・検査（表 4-1 参照）等の内容を含めること。
- 3) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

表 4-1 処理施設の点検（参考）

項目	概要	作業内容
日常点検	給油・点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	巡回点検により給油・点検・清掃作業・部品交換・調整
定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検を行い、故障を未然に防止する。	日常点検の結果を反映

表 4-2 法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	備考	記録の保存
1	計量器	・計量法	定期点検 2年に1回	
2	一般廃棄物処理施設	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・同法施行規則	精密機能検査 3年に1回以上	5年
3	受配電設備	・電気事業法 ・電気設備技術基準	組合保安規定	
4	消防用設備	・消防法 ・同法施行規則	外観点検3か月に1回以上 機能点検6か月に1回以上 総合点検1年に1回以上	
5	危険物の貯蔵所	・消防法	定期	
6	ダイオキシン類濃度	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・同法施行規則		
7	エレベーター	・建築基準法 ・労働安全衛生法	1年に1回以上 1年に1回以上	
8	合併浄化槽	・浄化槽法	1年に1回以上	
9	その他必要な項目	・関係法令	関係法令の規定	

#### 第4節 点検・検査の実施

- 1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査実施計画に基づいて実施すること。
- 2) 日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、事業者は、臨時点検を実施すること。
- 3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管とする。
- 4) 事業者は、点検・検査実施後速やかに点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

#### 第5節 補修実施計画の作成

事業者は、点検、検査により設備の耐久度と消耗状況を把握したうえで、補修実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得ること。

#### 第6節 補修の実施

- 1) 事業者は、補修実施計画に基づき、本件施設の要求性能を維持するために補修を行うこと。  
なお、添付資料 8「再資源化工場に係る設備更新及び整備の内容」に示す設備の更新及び整備については必ず実施すること。
- 2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各設備の補修に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は事業期間が終了す

るまで保管すること。

4) 事業者が行うべき補修の範囲は、次のとおりとする。

- ① 点検・検査結果に基づき、設備の要求性能を維持するための部品取替、調整
- ② 設備が故障した場合の修理、調整
- ③ 再発防止のための修理、調整

5) 施設の設計、施工に起因する故障、災害等の不可抗力による損傷が発生した場合、事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告すること。なお、不可抗力により必要となる補修は、組合の負担とする。

6) 事業者は、補修に要する部品（特定部品含む）・材料について、事業者の責任において調達し、費用を負担すること。

7) 補修を実施したことにより発生する廃材等については、事業者の責任において処理すること。

8) 事業者は、補修実施後速やかに補修結果報告書を作成し、組合へ提出すること。

表 4-3 補修の範囲

作業区分		概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期的な点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。	●部分的な分解、点検・検査 ●給油・調整・部分取替 ●精度検査 等
		性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→精度チェック
		設備の更新により施設の性能を維持する。	設備の耐用度・消耗状況に応じた設備の更新・取替 <sup>2)</sup>
	予防修理	異常の初期段階に、不具合個所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合個所の修理
事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
	通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

1) 表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木設備のいずれにも該当する。

2) 不可抗力及び法令改正等による大規模なものは、事業者による設備更新の対象から除く。

## 第7節 設備更新実施計画の作成

事業者は、点検、検査により設備の耐久度と損耗状況を把握したうえで、設備更新実施計画（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し、組合の承諾を得ること。

## 第8節 設備更新の実施

1) 事業者は、設備更新実施計画に基づき、事業期間内における本件施設の要求性能を維持するために、更新計画の対象となる設備について、設備の耐久度・損耗状況により、事業者の



- 費用と責任において、設備の更新を行うこと。
- 2) 設備更新に際しては、設備更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
  - 3) 法令改正に伴い必要となる設備更新は、本事業に直接関係する法令変更の場合は組合が負担する。
  - 4) 事業者は、設備更新に要する部品（特定部品含む）・材料について、事業者の責任において調達し、費用を負担すること。
  - 5) 設備更新工事を実施したことにより発生する廃材等については、事業者の責任において処理すること。
  - 6) 事業者は、設備更新実施後速やかに設備更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
  - 7) 施設の設計、施工に起因する故障、災害等の不可抗力による損傷が発生した場合、事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告すること。なお、不可抗力により必要となる設備更新は、組合の負担とする。

## 第9節 建築物・建築設備の保全

- 1) 事業者は、点検・検査実施計画、補修実施計画及び設備更新実施計画に基づき、本件施設の建築設備（照明・採光設備・給排水衛生設備・空調設備、消防設備、エレベーター、シャッター）の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る個所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。
- 2) 事業者は、建築設備を除く本件施設の建築物（建屋の外壁、屋根の防水等）について、建築士又はそれと同等以上の資格を有する者による点検を3年に1回の頻度で行い、組合に報告すること。建築設備を除く本件施設の建築物については、組合が自ら修理・交換を行う。
- 3) 施設の設計、施工に起因する故障、災害等の不可抗力による損傷が発生した場合、事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告すること。なお、不可抗力により必要となる補修は、組合の負担とする。

## 第10節 改良保全

事業者は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、改良保全の提案が行われた場合、改良保全の可否、内容及び条件について組合と協議する。なお、事業者は、本件施設の改良保全に関する計画を提案する際には、当該改良保全が本件施設に及ぼす影響について検討を行ったうえで、提案を行うものとする。

## 第11節 清掃

事業者は、本件施設の清掃計画書を作成し組合の承諾を得ること。事業者は、この清掃計画書に従って施設内を清掃し、常に清潔に保つこと。特に、見学者等第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

- 1) 事業者は、清掃業務に必要かつ適正な人員を配置して業務を行い、施設の美観や衛生・清

潔さを保つように、清掃作業を実施すること。

- 2) 日常清掃の実施時間帯については、あらかじめ組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 定期清掃は組合と協議のうえ、運転業務に支障がない時間帯に行うこと。なお、作業内容及び回数は下記を参考とすること。

① 定期清掃

ア 環境美化センター

○床（タイル）洗浄、ワックス塗布

- a) 管理棟 約 280m<sup>2</sup>（タイル 100m<sup>2</sup>程度含む）×4回＝約 1,120m<sup>2</sup>
- b) 再資源化工場棟 約 540m<sup>2</sup>×4回＝約 2,160m<sup>2</sup>
- c) 浸出液処理棟 約 50m<sup>2</sup>×4回＝約 200m<sup>2</sup>
- d) 事務所 約 133m<sup>2</sup>（タイル 22m<sup>2</sup>程度含む）×4回＝約 532m<sup>2</sup>

○ガラス清掃

- a) 管理棟約 110m<sup>2</sup>×4回＝約 440m<sup>2</sup>
- b) 再資源化工場等 約 140m<sup>2</sup>×4回＝約 560m<sup>2</sup>
- c) スtockヤード棟 約 30m<sup>2</sup>×4回＝約 120m<sup>2</sup>
- d) 浸出液処理棟 約 30m<sup>2</sup>×4回＝約 120m<sup>2</sup>
- e) 事務所 約 26m<sup>2</sup>×4回＝約 104m<sup>2</sup>

- 4) 屋外施設は、適宜拾い掃きを行うこと。搬入・搬出車両から荷こぼれしたもの（特に、釘やねじ等の金属片やガラス片等のパンクの原因となるもの。）、処理に伴い屋外に飛散したごみ、荒天後の落ち葉等の除去については、注意して清掃を行うこと。
- 5) 屋外排水口が周辺の土砂、落葉等で詰まらないよう除去するなど、排水の流れを良好に保つように努めること。

## 第12節 維持管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、事業期間にわたり本件施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、維持管理マニュアルに基づいて本件施設の維持管理業務を実施すること。
- 3) 事業者は、必要に応じて、維持管理マニュアルを随時改善すること。

## 第13節 精密機能検査

- 1) 事業者は、自らの費用負担により本件施設（事務局施設及び関連施設を除く。）の設備の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施すること。また、1年に1回以上の頻度で機能検査を実施すること。なお、最終処分場については、精密機能検査に準じた調査を実施すること。（以下同じ。）
- 2) 事業者は、精密機能検査及び機能検査（以下「精密機能検査等」という。）の終了後、遅延なく、報告書を組合に提出すること。

- 3) 事業者は、精密機能検査等の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本事業終了後、組合に無償で譲渡すること。
- 4) 事業者は、精密機能検査等の結果を踏まえ、本件施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

#### **第14節 長寿命化総合計画の作成及び実施**

- 1) 長寿命化総合計画の作成に当たり、事業者は、事業期間を通じた施設保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。また、事業者は、延命化計画の作成に協力すること。
- 2) 事業期間を通じた施設保全計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、設備更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、施設保全計画に基づき、本件施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。
- 4) 事業期間終了時に、それまでの補修及び維持管理実績を考慮し見直した施設保全計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合へ報告すること。

## 第5章 測定管理業務

### 第1節 本件施設の測定管理業務

事業者は、本件施設の要求性能を発揮し、関係法令、環境管理基準等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

### 第2節 環境管理基準

- 1) 事業者は、公害防止基準、関係法令、公害防止協定等を遵守した環境管理基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営・維持管理にあたり、環境管理基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

### 第3節 測定管理マニュアルの作成

- 1) 事業者は、事業実施計画書に基づき、事業期間中、環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・測定箇所数・頻度・時期等を定めた測定管理マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。なお、事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定するものとし、改定にあたっては組合の承諾を得ること。
- 2) 測定項目及び測定箇所数は、表 5-1 から表 5-3 に示す内容と同等以上とすること。なお、表 5-1 から表 5-3 に係る測定位置及び測定項目等の詳細は、添付資料9「測定位置及び想定項目等の詳細」に示すとおりである。なお、旧杉水埋立処分場については、廃止に向けて発生ガスの動向を確認するため、ポータブル計測器等による簡易計測も実施すること。
- 3) 事業者は環境測定を実施する際は、原則組合立会いのもと行うものとする。
- 4) 事業者は、測定管理マニュアルに基づいて必要な計測・分析を行い、環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 5) 事業者は、環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

表 5-1 再資源化工場に係る測定項目及び測定箇所数

測定項目	測定箇所数
粉じん	1箇所
排水（合併浄化槽処理後の排水）	1箇所
騒音	3箇所
振動	3箇所
悪臭	3箇所

表 5-2 楽善埋立処分場に係る測定項目及び測定箇所数

測定項目	測定箇所
水質（放流水）	1 箇所
水質（周縁地下水）	3 箇所
水質（集排水設備排水）	1 箇所
水質（原水）	1 箇所
発生ガス	1 箇所

表 5-3 旧杉水埋立処分場に係る測定項目及び測定箇所数

測定項目	測定箇所
水質（放流水）	1 箇所
水質（周縁地下水）	1 箇所
水質（原水）	1 箇所
発生ガス	1 箇所

## 第6章 安全衛生管理業務

### 第1節 安全衛生の確保

事業者は、事業実施計画書に基づき、本件施設における労働災害の防止と衛生の確保、及び作業員の健康管理を適切に進め、次の目的を達成するため法令に定められた管理を実施すること。

- 1) 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- 2) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における労働者の安全と健康を確保すること。
- 3) 快適な職場環境の形成を促進すること。

### 第2節 作業環境管理基準

- 1) 事業者は、本件施設の運営において、労働安全衛生法等関係法令を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- 2) 事業者は、運営管理にあたり、作業環境管理基準を遵守すること。
- 3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

### 第3節 作業環境管理計画の作成

- 1) 事業者は、運営期間中の作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- 2) 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- 3) 事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

### 第4節 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告すること。また、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。
- 3) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 4) 事業者は、本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を作成し、組合の承諾を得ること。また、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 5) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 6) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、本件施設の改善を提案すること。
- 7) 事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 8) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議すること。

- 9) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。
- 10) 上記各号に係る法令等の改廃、変更により労働安全衛生・作業環境管理に要する費用の増加がある場合は、事業者が費用を負担すること。

## **第7章 防災管理業務**

### **第1節 本件施設の防災管理業務**

事業者は、本件施設の要求性能を発揮し、関係法令、環境管理基準等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

### **第2節 二次災害の防止**

事業者は、事業実施計画書に基づき、本件施設全体の防災に努め、災害、設備の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

### **第3節 緊急対応マニュアルの作成**

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。

なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。

### **第4節 自主防災組織の整備**

事業者は、台風・大雨等の警報発令時、地震、火災、事故、従事者の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、及び組合等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。

### **第5節 防災訓練の実施**

事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練を行うこと。また、訓練の開催については、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議すること。

### **第6節 事故報告書の作成**

事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。



## 第8章 関連業務

### 第1節 本件施設の関連業務

事業者は、事業実施計画書に基づき、自ら提案する仕様、関係法令を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

### 第2節 再資源化工場で対応できない業務

次の業務については、再資源化工場に設置されている設備・装置では対応できない業務であるが、事業者の責任で実施すること。

#### 1. ペットボトルの選別、圧縮、保管業務

- 1) 事業者は、受付が終了したペットボトルを搬入者等より引き取り、事業者の責任と費用負担において、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が毎年度設定する「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満足するよう、運搬、選別・圧縮加工、一時保管し、組合に引き渡すこと。
- 2) 事業者は、選別によって生じた残渣について、可燃残渣、再生利用できるもの、不燃残渣に選別し、それぞれ組合で計量後、組合が指示する処理施設へ運搬する。

#### 2. 容器包装プラスチックの選別、圧縮、保管業務

事業者は、受付が終了した容器包装プラスチック（白色トレイ・発泡スチロール含む）を搬入者より引き取り、事業者の責任と費用負担において、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が毎年度設定する「市町村からの引き取り品質ガイドライン」を満足するよう、運搬、選別・圧縮加工、一時保管し、組合に引き渡すこと。（平成30年度実績：591,340kg）

#### 3. フロンガス回収業務

事業者は、再資源化工場に持ち込まれた家電品等（特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目を除く）からフロンガスを回収し、保管及び事業者自らの費用負担と責任において破壊処理すること。

#### 4. 資源残渣の処理

- 1) 事業者は、再資源化工場から排出される資源残渣のうち可燃性資源残渣（平成30年度実績：310,570kg）を新環境工場（ごみ処理施設）へ運搬、搬入すること。また、不燃性資源残渣（平成30年度実績：507,620kg）については、令和3年度は全量を楽善埋立処分場へ、令和4年度以降は楽善埋立処分場と新最終処分場へ概ね同量となるよう運搬、搬入すること。ただし、運営期間中の搬入状況に応じて両施設への搬入量割合を変更する可能性があるため、その場合には組合の指示に基づいて柔軟に対応すること。
- 2) 積み下ろし時、運搬時に搬出物を落下・飛散させないこと。

## 5. 破碎残渣の処理

- 1) 事業者は、再資源化工場から排出される破碎残渣を問題なく焼却できるよう選別し、可燃性破碎残渣（平成 30 年度実績：110,310kg）を新環境工場（ごみ処理施設）へ運搬、搬入すること。また、不燃性破碎残渣（平成 30 年度実績：360,640kg）については、直径 3cm 以下に破碎し令和 3 年度は全量を楽善埋立処分場へ、令和 4 年度以降は楽善埋立処分場と新最終処分場へ概ね同量となるよう運搬、搬入すること。ただし、運営期間中の搬入状況に応じて両施設への搬入量割合を変更する可能性があるため、その場合には組合の指示に基づいて柔軟に対応すること。
- 2) 不燃・埋立ごみの破碎処理後、鉄類貯留ホップにある残渣物については、再度の破碎処理を行うこと。
- 3) 積み降ろし時、運搬時に搬出物を落下・飛散させないこと。

### 第 3 節 合併浄化槽の維持管理

事業者は、浄化槽法の関係法令に基づき浄化槽の法定点検及び維持管理を実施すること。

### 第 4 節 植栽管理

- 1) 事業者は、本件施設敷地内及び敷地周辺の植栽管理（剪定・刈込、除草、薬剤散布等）と景観維持に努めること。
- 2) 事業者は、植栽管理計画を作成し組合の承諾を得ること。
- 3) 事業者は、この植栽管理計画に従って、作業を実施すること。
- 4) 植栽管理の範囲については、添付資料 10「植栽管理の範囲」に示すとおりとする。なお、旧杉水埋立処分場については、浸出水処理施設周辺の除草が事業範囲となる。

### 第 5 節 施設警備・防犯

- 1) 事業者は、場内の施設警備防犯要領・体制を整備すること。
- 2) 事業者は、整備した施設警備防犯要領・体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- 3) 事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- 4) 特に下記の対象施設においては、自らの費用負担と責任において下記の要件を満足させる機械警備を行わなければならない。
  - ① 機械警備対象施設
    - ア 所在地：熊本県菊池郡大津町大字大津 115 番地
    - イ 対象：環境美化センター管理棟及び事務局施設
  - ② 任務
    - ア 火災・盗難及び破壊行為の拡大防止
    - イ 事故確知後における関係先への通報・連絡

ウ 警備実施事項の報告

③ 機械警備基準時間

ア 平日：17:15～翌 8:30

イ 土曜日：8:30～翌 8:30

ウ 休日：8:30～翌 8:30

エ 年末年始：8:30～翌 8:30

- 5) 事業者は現在組合が設置している機械設備を引きつづき使用することができる。ただし、維持等に要する費用については事業者負担とする。

## 第6節 見学者対応

- 1) 見学者の受付及び説明は、原則として事業者が行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については組合が対応するので、事業者は組合に協力すること。
- 2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 3) 見学者説明要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- 4) 事業者は、本件施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- 5) 参考として、年間来場者数、1回に案内する最大人数及び見学の実施回数の実績を次に示す。

【見学者対応に係る実績】(参考)

- ① 年間来場者数：1,000人(平成30年度実績)
- ② 1回に案内する最大人数：180人(平成30年度実績)
- ③ 見学の実施回数：20回/年(過去5年平均)

## 第7節 周辺住民対応

- 1) 住民の信頼と理解、協力を得られるよう、事業者は、常に適切な運営管理を行うこと。
- 2) 組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 3) 事業者は、本件施設の運営管理に関して住民等から直接、事業者へ意見等があった場合、初期の対応を適切に行い、その後の対応を組合へ引き継ぐこと。なお、本事業の業務範囲に係る住民等からの意見等があった場合は、組合から事業者へ指示するので、事業者は必要な措置を講ずること。
- 4) 事業者は、住民対応要領・体制を整備すること。

## 第8節 防火管理

- 1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理要領・体制を整備すること。なお、関係機関との協議により、事業者において防火管理者を

設置することとなった場合はこれに応ずること。

- 2) 事業者は、整備した防火管理要領・体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告すること。
- 3) 防火管理は、組合の使用区画についても対象範囲とすること。
- 4) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議のうえ、施設の改善を行うこと。
- 5) 事業者は、消防用設備等点検結果の報告を含め、必要な報告等を組合へ提出すること。
- 6) 同一敷地内の本件施設以外の火災時は、事業者は協力して初期消火作業及び消防署への連絡を行うこと。

## 第9章 情報管理業務

### 第1節 本件施設の情報管理業務

事業者は、事業実施計画書及び事業条件を踏まえ、関係法令等を遵守した適切な情報管理業務を行うこと。

### 第2節 運転管理報告

- 1) 事業者は、本件施設の廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、資源物搬出量、副資材搬入量、運転データ、用役データ、埋立廃棄物の種類、量、埋立場所、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 運転管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

### 第3節 点検・検査報告

- 1) 事業者は、点検・検査計画及び点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

### 第4節 補修・更新報告

- 1) 事業者は、補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 補修、更新に関するデータを事業期間内保管すること。

### 第5節 測定管理報告

- 1) 事業者は、測定管理計画に基づき測定した測定管理状況を記載した再資源化工場、楽善埋立処分場、旧杉水埋立処分場に係る測定管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 測定管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

### 第6節 作業環境管理報告

- 1) 事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境管理状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

こと。

## 第7節 防災管理報告

- 1) 事業者は、緊急対応マニュアルに基づき実施した防災管理報告書を作成し、組合に提出すること。
- 2) 報告書の提出詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 防災管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第8節 清掃管理報告

- 1) 事業者は、清掃計画に基づき実施した清掃管理報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 報告書の提出詳細項目は組合と協議のうえ、決定すること。
- 3) 清掃管理に関するデータを法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管すること。

## 第9節 業務完了報告

- 1) 事業者は、上記第2節から第8節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、組合へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、組合と協議の上決定すること。

## 第10節 事業継続計画

- 1) 事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を策定すること。
- 2) 災害、疫病、システム障害などの緊急事態別に具体的な対応方法、事業継続可否の判断指標を設けること。

## 第11節 貸与品管理

事業者は、本業務を履行するにあたり必要な図書等その他組合が事業者へ貸与したものについて、貸与品管理台帳を作成し保管状況を常に把握しておかなければならない。また、貸与品に事業者の故意又は過失による棄損、紛失等があった場合は、弁償すること。

## 第12節 施設情報管理報告書

- 1) 事業者は、本件施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 事業者は、補修、設備更新、改良保全等により、本件施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 本件施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議のうえ、決定

すること。

### **第13節 その他管理記録報告**

- 1) 事業者は、本件施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。
- 2) 報告書の提出時期・詳細項目については、組合と別途協議のうえ、決定すること。
- 3) 組合が要望する管理記録について、法令等で定める年数又は組合と協議による年数保管すること。